

令02原機（科保）150
令和3年3月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和2年7月31日付け令02原機（科保）051をもって申請し、令和3年1月15日付け令02原機（科保）115、令和3年2月1日付け令02原機（科保）128及び令和3年2月12日付け令02原機（科保）130をもって一部補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

令和2年7月31日付け令02原機（科保）051をもって申請し、令和3年1月15日付け令02原機（科保）115、令和3年2月1日付け令02原機（科保）128及び令和3年2月12日付け令02原機（科保）130をもって一部補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

（1）変更認可申請書の別紙の変更

1）変更認可申請書の別紙を別紙1に改める。

（2）変更認可申請書の別添の変更

変更認可申請書の別添（原子炉施設保安規定 新旧対照表）を別紙2に改める。

2. 補正の理由

令和3年2月9日付け原規規発第2102095号で認可を受けた原子炉施設保安規定の変更の内容を反映するとともに、令和3年2月22日付け原規規発第2102221号をもって一部使用承認を受けた施設及び運転に係る廃棄物発生元の制限を明確化するため。

以上

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

(1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う変更

- 1) 第2編別表第22について、固体廃棄物のレベル区分を変更する。
- 2) 第3編第7条について、手引に定める事項として、排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lに係る可燃物及び火気作業等の管理並びに設計基準事象に関する事項を追加する。また、廃棄物処理場本体施設運転手引の位置付けを明確化する。
- 3) 第3編第17条について、排水貯留ポンドにおける液体廃棄物の希釈処理方法を明確化する。
- 4) 第3編第19条について、保管廃棄施設・Lにおける線量制限を追加する。
- 5) 第3編第23条について、排水貯留ポンドの液位計の警報設定及び解除を追加する。
- 6) 第3編第25条の2、別表第12の5及び別図第3として、通信連絡設備に係る機器の維持点検を追加する。
- 7) 第3編第25条の3及び別図第4として、自然現象等に備えた管理を追加する。
- 8) 第3編第31条について、排水貯留ポンドの液位計の警報が発報した場合の措置を追加する。
- 9) 第3編第32条について、第25条の2の通信連絡設備に係る機器の点検及び第34条の2自然現象等が発生した場合の点検を追加する。
- 10) 第3編第34条の2として、自然現象等が発生した場合の措置を追加する。
- 11) 第3編別表第3の2について、固体廃棄物処理設備・IIで処理する固体廃棄物の線量当量率の上限値及び測定位置を変更する。

(2) 記載の適正化

記載の適正化を行う。

2. 変更の理由

- (1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う変更
排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・L並びに固体廃棄物のレベル区分について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更するため。

- (2) 記載の適正化
記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。
- (2) 施行日以降、廃棄物処理場の新規規制基準適合性確認が完了するまでの間において、第3編中第10条に規定する引取りのうち、JRR-3及びNSRRにおける原子炉の運転により発生した放射性廃棄物の引取りについては、一部使用承認を受けた排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・Lにおいて行うものとする。なお、当該期間内は、当該施設を除く廃棄物処理場の施設においては、原子炉の運転により発生した放射性廃棄物の引取りを行わないものとする。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 2 編 放射線管理

令和 3 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前					変更後					備考
第2編 放射線管理					第2編 放射線管理					
目次（省略）					目次（変更なし）					
第1章～第8章（省略）					第1章～第8章（変更なし）					
別表第1～別表第21（省略）					別表第1～別表第21（変更なし）					
別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）					別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）					
種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)	種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)	
		適用基準	容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有量			容器(20L基準)当たりの含有量及び容器表面の線量当量率	適用基準	容器表面の線量当量率	
固体廃棄物	A-1	500 μ Sv/h 未満	3.7GBq 未満 (^{90}Sr にあつては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であつて、500 μ Sv/h 未満	A-1	500 μ Sv/h 未満	3.7GBq 未満 (^{90}Sr にあつては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であつて、500 μ Sv/h 未満	固体廃棄物のレベル区分の見直し 固体廃棄物のレベル区分の見直し	
	A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満			A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満				
	B-1	2mSv/h 以上 <u>4\times10⁴mSv/h*</u> 未満	3.7GBq 以上 (^{90}Sr にあつては、370 MBq 以上)、 370 GBq 未満		B-1	2mSv/h 以上 <u>10Sv/h 未満</u>	3.7GBq 以上 (^{90}Sr にあつては、370 MBq 以上)、 370 GBq 未満			
	B-2	<u>4\times10⁴mSv/h*</u> 以上	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上	B-2	<u>10Sv/h 以上</u> <u>500Sv/h 未満</u>	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上		
	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。 * 容器表面から 50cm の線量当量率		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあつては、1g/容器未満とする。	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあつては、1g/容器未満とする。		固体廃棄物のレベル区分の見直し
液体廃棄物	適用基準	^3H 以外の放射性物質の水中濃度	^3H	アルファ放射性物質の水中濃度	適用基準	^3H 以外の放射性物質の水中濃度	^3H	アルファ放射性物質の水中濃度	固体廃棄物のレベル区分の見直し	
	A 未満	注3) 濃度限度を超え 3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (^3H については 3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上	A 未満	注3) 濃度限度を超え 3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (^3H については 3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上		
	A	3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満		A	3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			
	B-1	3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁴ Bq/cm ³ 未満			B-1	3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁴ Bq/cm ³ 未満				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前				変更後				備考
	B-2	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			B-2	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満		
	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。	Puにあつては、1g/容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。		備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。	Puにあつては、1g/容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。	
注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。 注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。 注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。				注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。 注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。 注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。				
別表第23～別表第25（省略）				別表第23～別表第25（変更なし）				
別図第1（その1）～別図第2（省略）				別図第1（その1）～別図第2（変更なし）				
別記様式第1～別記様式第6（省略）				別記様式第1～別記様式第6（変更なし）				

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条～第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条～第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条～第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2～第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（第22条の7～第30条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第32条～第32条の2）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条～第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第6条 （省略）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第7条 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号に掲げる事項について、高減容処理技術課長は、本体施設に関し、次の第1号から第7号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場本体施設運転手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 作業開始前及び作業終了後に確認すべき事項</p> <p>(2) 設備の運転操作に関する事項</p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条～第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条～第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条～第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2～第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（第22条の7～第30条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第32条～第32条の2）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p><u>第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第34条の2）</u></p> <p>第5章 放射線管理（第35条～第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第6条 （変更なし）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第7条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる事項について、放射性廃棄物管理第2課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号までに掲げる事項について、高減容処理技術課長は、本体施設に関し、次の第1号から第7号までに掲げる事項について定めた廃棄物処理場本体施設運転手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) 作業開始前及び作業終了後に確認すべき事項</p> <p>(2) 設備の運転操作に関する事項</p>	<p>節の追加</p> <p>放射性廃棄物管理第1課長が定める事項として、排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lに係る可燃物及び火気作業等の管理並びに設計基準事</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) 巡視に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 特殊な物質の分別処理の方法に関する事項 (6) 混在廃棄物を極力増やさないための熔融処理作業及び耐火物の交換等に関する事項 (7) 熔融サンプルの採取及び保管に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認及び前項の同意をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 運転管理 第1節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (省略)</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水を液体廃棄物を受け入れる前に排水貯留ポンドに貯留し、そこに液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びB-1（放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき 3.7×10^2 ベクレル未満）は、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p>	<p>(3) 巡視に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 特殊な物質の分別処理の方法に関する事項 (6) 混在廃棄物を極力増やさないための熔融処理作業及び耐火物の交換等に関する事項 (7) 熔融サンプルの採取及び保管に関する事項 <u>(8) 排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lに係る可燃物及び火気作業等の管理に関する事項</u> <u>(9) 排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lに係る外部事象（竜巻、火山、森林火災等）及び内部火災に関する措置、要員配置及び教育訓練に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号<u>まで</u>に掲げる事項について定めた廃棄物処理場特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認及び前項の同意をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p><u>6 第1項の廃棄物処理場本体施設運転手引は、品質マネジメント計画の二次文書であるバックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領に基づく三次文書として定める。</u></p> <p>第2章 運転管理 第1節～第4節 (変更なし)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (変更なし)</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水をあらかじめ排水貯留ポンドに貯留し<u>なければならない。その後、希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</u></p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びB-1（放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき 3.7×10^2 ベクレル未満）は、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p>	<p>象に関する事項を追加 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>廃棄物処理場本体施設運転手引の位置付けの明確化</p> <p>希釈処理方法の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びB-1は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液（以下この編において「処理済廃液」という。）は、凝縮液貯槽・Iを經由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>第18条 （省略）</p> <p>第6節 保管廃棄 （廃棄物パッケージ等の保管廃棄）</p> <p>第19条 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物のうち、アルファ固体廃棄物及び別表第7に掲げるところの処理設備による処理に適さない固体廃棄物については、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物について、別表第7に掲げるところの処理設備の修理、改造等により処理することが困難な場合には、引き取った固体廃棄物を処理できるまでの期間、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前2項の固体廃棄物及び廃棄物パッケージ（以下この編において「廃棄物パッケージ等」という。）を別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するときは、廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率に応じ、別表第9に掲げる保管廃棄施設に各々保管廃棄しなければならない。</p> <p>第20条～第20条の2 （省略）</p> <p>第7節～第8節 （省略）</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7～第22条の11 （省略）</p>	<p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びB-1は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液（以下この編において「処理済廃液」という。）は、凝縮液貯槽・Iを經由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p>2～4 （変更なし）</p> <p>第18条 （変更なし）</p> <p>第6節 保管廃棄 （廃棄物パッケージ等の保管廃棄）</p> <p>第19条 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物のうち、アルファ固体廃棄物及び別表第7に掲げるところの処理設備による処理に適さない固体廃棄物については、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物について、別表第7に掲げるところの処理設備の修理、改造等により処理することが困難な場合には、引き取った固体廃棄物を処理できるまでの期間、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前2項の固体廃棄物及び廃棄物パッケージ（以下この編において「廃棄物パッケージ等」という。）を別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するときは、廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率に応じ、別表第9に掲げる保管廃棄施設に各々保管廃棄しなければならない。</p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・Lについて、遮蔽蓋を設置すること等により、当該施設の表面から上部に1m離れた所における線量当量率が6μSv/h以下となるようにしなければならない。</u></p> <p>第20条～第20条の2 （変更なし）</p> <p>第7節～第8節 （変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7～第22条の11 （変更なし）</p>	<p>保管廃棄施設・Lにおける線量制限を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第23条</p> <p>放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟のセル内の線量当量率が200μSv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>2 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>4 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第3項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p>	<p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第23条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンドの液位について、液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報するようこれを設定しなければならない。ただし、適切に管理した状態で循環又は排水作業により液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除することができる。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟のセル内の線量当量率が200μSv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>5 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第4項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第24条～第25条 (変更なし)</p>	<p>排水貯留ポンドの液位計の警報設定及び解除について追加</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p>
<p>第24条～第25条 (省略)</p>	<p>(通信連絡設備に係る機器の維持点検)</p> <p>第25条の2 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、別表第12の5に定める数量の通信連絡設備について、別図第3に示すとおり配置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、別表第12の5に定める数量の通信連絡設備を維持するとともに、点検を行わなければならない。また、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は同等以上の性能を有する代替品と交換しなければならない。</u></p> <p>(自然現象等に備えた管理)</p> <p>第25条の3 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第4に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、竜巻(藤田スケールF1、最大風速49m/s)による飛来によって排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lに影響を及ぼすおそれがある物体に対し、飛来防止対策として、浮上しない重量にするための措置を講じなければならない。また、飛来防</u></p>	<p>通信連絡設備に係る機器の維持点検を追加</p> <p>自然現象等に備えた管理を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>（地震後の措置）</u></p> <p>第26条 <u>震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設をそれぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長は、前項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は第1項の点検を行ったときは、バックエンド技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第27条～第30条の2 （省略）</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第31条</p> <p>放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。これらの場合、その原因、状況及び講じた措置を必要に応じ、相互に通報するものとする。</p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第2課長は、別表第3の2に掲げる設備の運転中に別表第10に係る本体施設の警報装置が作動したときは、直ちに当該運転中の設備の停止操作を行わなければならない。</u></p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の巡視、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視並びに第26条の地震後の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検又は巡視並びに第30条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を</p>	<p><u>止対策の実施状況について、年1回以上巡視しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について管理しなければならない。</u></p> <p>第26条 <u>（削除）</u></p> <p>第27条～第30条の2 （変更なし）</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第31条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、第23条に係る警報装置が発報したときは、その原因及び状況を調査し、その結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。これらの場合、その原因、状況及び講じた措置を必要に応じ、相互に通報するものとする。</p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第2課長は、別表第3の2に掲げる設備の運転中に別表第10に係る本体施設の警報装置が作動したときは、直ちに当該運転中の設備の停止操作を行わなければならない。</u></p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の巡視、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び第34条の2の自然現象等が発生した場合の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検又は巡視、第25条の2の通信連絡設備に係る機器の点</p>	<p>自然現象等が発生した場合の措置の条文中に移動</p> <p>第23条に係る警報装置を追加 項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>第26条の地震後点検を第34条の2の自然</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視並びに第26条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>第32条の2 （省略）</p> <p>第3節～第4節 （省略）</p>	<p><u>検及び第30条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視<u>及び第34条の2第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3～5 （変更なし）</p> <p>第32条の2 （変更なし）</p> <p>第3節～第4節 （変更なし）</p> <p><u>第5節 自然現象等が発生した場合の措置</u> <u>（自然現象等が発生した場合の措置）</u></p> <p><u>第34条の2 震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長は、竜巻が排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、当該施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>3 放射性廃棄物管理第1課長は、火山の噴火に対して、次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼす降下火砕物があった場合、当該施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 降下火砕物の荷重により、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に損傷を及ぼすおそれがある場合、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼす原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生した場合、事象終息後、当該施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>5 放射性廃棄物管理第1課長は、原子力科学研究所の敷地に津波が遡上し、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼすおそれがある場合、事象終息後、当該施設を点検しなければならない。</u></p> <p>6 工務第1課長は、第1項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理</p>	<p>現象等が発生した場合の点検に変更 第25条の2の通信連絡設備に係る機器の点検の追加 条番号の変更</p> <p>自然現象等が発生した場合の措置を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考																						
<p>第5章～第7章（省略）</p> <p>別表第1 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第1の3 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔高減容処理技術課長管理施設〕（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="184 1528 1288 1877"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> <th>貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物 A-1及びA-2</td> <td>廃棄物一時置場</td> <td>200カートンボックス 約8,000個相当(160 m³)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A以下</td> <td>排水貯留ポンド</td> <td>660 m³</td> </tr> <tr> <td>処理済廃液貯槽</td> <td>240 m³</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)	液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド	660 m ³	処理済廃液貯槽	240 m ³	<p><u>第2課長に、放射線管理第2課長は、第1項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>7 放射性廃棄物管理第1課長は、第1項から第5項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第5章～第7章（変更なし）</p> <p>別表第1 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条の2関係） （変更なし）</p> <p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条の2関係） （変更なし）</p> <p>別表第1の3 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔高減容処理技術課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条の2関係） （変更なし）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称（第1条、第3条及び第34条の2関係） （変更なし）</p> <p>別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1383 1528 2487 1877"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> <th>貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物 A-1及びA-2</td> <td>廃棄物一時置場</td> <td>200カートンボックス 約8,000個相当(160 m³)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A以下</td> <td>排水貯留ポンド <u>（貯留槽）</u></td> <td>660 m³</td> </tr> <tr> <td>処理済廃液貯槽</td> <td>240 m³</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)	液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド <u>（貯留槽）</u>	660 m ³	処理済廃液貯槽	240 m ³	<p></p> <p>条番号の変更</p> <p>記載の適正化 条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>記載の適正化</p>
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力																						
固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)																						
液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド	660 m ³																						
	処理済廃液貯槽	240 m ³																						
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力																						
固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)																						
液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド <u>（貯留槽）</u>	660 m ³																						
	処理済廃液貯槽	240 m ³																						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

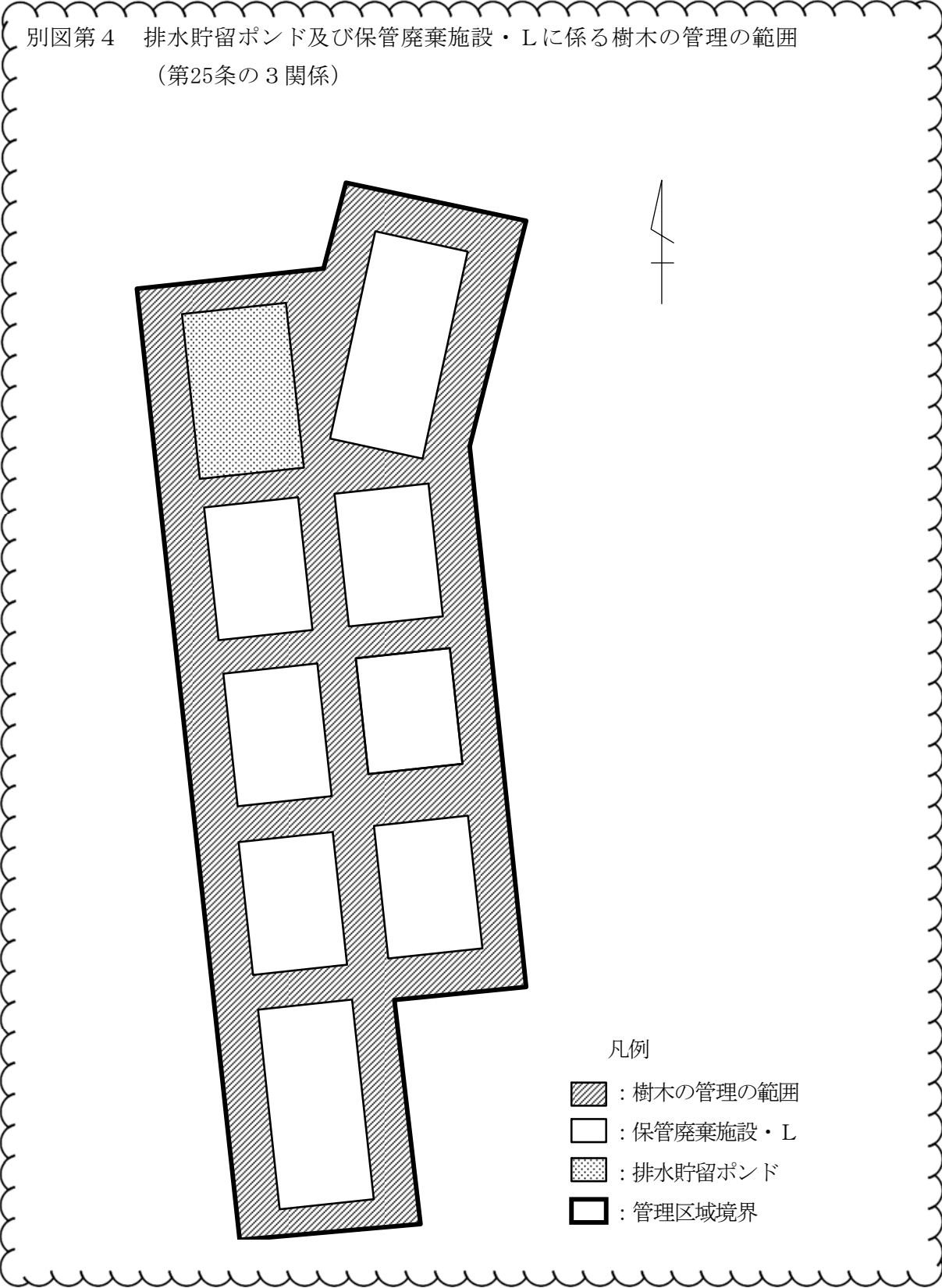
変更前			変更後			備考
液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m ³	液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m ³	
	廃液タンク	10 m ³		廃液タンク	10 m ³	
	スラッジタンク	15 m ³		スラッジタンク	15 m ³	
	廃液貯槽・II-1	(使用を停止)		廃液貯槽・II-1	(使用を停止)	
*：液体廃棄物B-1のうち、濃度が3.7×10 ² Bq/cm ³ 未満のもの			*：液体廃棄物B-1のうち、濃度が3.7×10 ² Bq/cm ³ 未満のもの			固体廃棄物処理設備・IIで処理する固体廃棄物の線量当量率の上限値及び測定位置の変更
別表第2の2～別表第3（省略）			別表第2の2～別表第3（変更なし）			
別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 （第3条及び第12条関係）			別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 （第3条及び第12条関係）			
設 備	操 作 の 条 件		設 備	操 作 の 条 件		
固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面から50cm位置での線量当量率は、40Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、3.7×10 ¹¹ Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm ² G)以下にすること。		固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、3.7×10 ¹¹ Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm ² G)以下にすること。		
蒸発処理装置・II	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満にすること。 (2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、3.7×10 ² Bq/cm ³ 未満にすること。 (3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm ² G)以下にすること。 (4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm ² G)以下にすること。 (5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm ² G)以下にすること。 (6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。		蒸発処理装置・II	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満にすること。 (2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、3.7×10 ² Bq/cm ³ 未満にすること。 (3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm ² G)以下にすること。 (4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm ² G)以下にすること。 (5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm ² G)以下にすること。 (6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前		変更後		備考																										
アスファルト 固化装置	(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa (5mm 水柱) 以上にすること*。	アスファルト 固化装置	(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa (5mm 水柱) 以上にすること*。	通信連絡設備に係る機器を追加																										
*：負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする（負圧をより深くすること）を意味する。		*：負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする（負圧をより深くすること）を意味する。																												
別表第3の3～別表第12の4 （省略）		別表第3の3～別表第12の4 （変更なし）																												
		別表第12の5 通信連絡設備に係る機器 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第25条の2関係）																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>設 置 場 所</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設内用トランシーバー</td> <td>排水管理棟</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長距離用トランシーバー</td> <td>排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室</td> <td>1台 1台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定電話</td> <td>排水管理棟</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">携帯電話*1</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設間通信 連絡設備*2</td> <td>固定電話</td> <td>解体分別保管棟付属建家会議室</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>解体分別保管棟付属建家会議室</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>		種 類		設 置 場 所	数 量	施設内用トランシーバー		排水管理棟	2台	長距離用トランシーバー		排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室	1台 1台	固定電話		排水管理棟	1台	携帯電話*1			1台	施設間通信 連絡設備*2	固定電話	解体分別保管棟付属建家会議室	2台	携帯電話	解体分別保管棟付属建家会議室	1台
種 類		設 置 場 所	数 量																											
施設内用トランシーバー		排水管理棟	2台																											
長距離用トランシーバー		排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室	1台 1台																											
固定電話		排水管理棟	1台																											
携帯電話*1			1台																											
施設間通信 連絡設備*2	固定電話	解体分別保管棟付属建家会議室	2台																											
	携帯電話	解体分別保管棟付属建家会議室	1台																											
*1：職員が携帯して使用するものであることから、設置場所は定めない。		*1：職員が携帯して使用するものであることから、設置場所は定めない。																												
*2：施設間通信連絡設備とは、放射性廃棄物管理第1課長管理施設において異常が発生した場合に、事故現場指揮所及び原子力科学研究所の現地対策本部間の通信連絡で使用する通信連絡設備		*2：施設間通信連絡設備とは、放射性廃棄物管理第1課長管理施設において異常が発生した場合に、事故現場指揮所及び原子力科学研究所の現地対策本部間の通信連絡で使用する通信連絡設備																												
別表第13～別表第21 （省略）		別表第13～別表第21 （変更なし）																												

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>別図第1～別図第2（その25）（省略）</p>	<p>別図第1～別図第2（その25）（変更なし）</p> <p>別図第3 通信連絡設備の配置図（第25条の2関係）</p> <p>会議室内に 長距離用トランシーバー：1台 携帯電話：1台</p> <p>① ②</p> <p>会議室 事故現場指揮所</p> <p>解体分別保管棟付属建家2階</p> <p>排水管理棟内に 施設内用トランシーバー：2台 長距離用トランシーバー：1台</p> <p>①</p> <p>車庫 排水管理棟</p> <p>凡例 ○：固定電話</p>	<p>☁️：追加</p> <p>通信連絡設備の明確化のため</p>

変更前	変更後	備考
	<p>別図第4 排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に係る樹木の管理の範囲 (第25条の3 関係)</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ▨ : 樹木の管理の範囲 □ : 保管廃棄施設・L ◻ (dotted) : 排水貯留 Pond ▭ (thick border) : 管理区域境界 	<p>◻ : 追加 樹木の管理の範囲の 明確化のため</p>